

翻 訳

# 修復的司法： 現今の理論と実践に関する考察（四・完）

ジョージ・ムスラキス 著  
荻野太司 訳  
吉中信人 訳

## 目次

### 要旨

- 1 修復的司法の理念（以上、29巻1号）
  - 1.1 被害者
  - 1.2 加害者
  - 1.3 地域社会（以上、29巻2号）
- 2 修復的司法の実践
  - 2.1 被害者－加害者調停
  - 2.2 共議会
  - 2.3 ニュージーランドとオーストラリアにおける共議会
  - 2.4 量刑サークル（以上、29巻3号）
- 3 修復的司法の国際的承認
- 4 修復的司法の応用例
- 5 修復的司法プログラムの効果の評価
- 6 結語（以上、本号）

## 3 修復的司法の国際的承認

世界中で修復的司法への関心が高まった結果として、近年に至り修復的司法は、国際的なレベルにおいて大きな注目を集めている。実際、国際連合は長い間、犯罪によって引き起こされる問題に対処する際ににおける、修復的司法アプローチのますます重要となる役割を強調してきた。国際連合による被害者への司法に関するハンドブックは、以下のように述べている。

修復的司法の枠組みは、加害者、被害者と地域社会全体を巻き込み、加害者中心と同時に被害者中心であるバランスアプローチを生み出そうと尽力する。多くの先進国で修復的司法の重要な特徴となった被害賠償が、性質の異なる司法制度の導入をおおむね断念している途上国においても、うまく用いられている<sup>(41)</sup>。

1999年の国際連合経済社会理事会によって、加盟国に対し、適切な事例には修復的司法のアプローチを利用することを促進する決議が採択された。またその決議は、犯罪防止刑事司法委員会に対して、修復的司法のプログラムの整備と実施に関する一連の指針の策定を検討するよう勧めた。さらに2000年5月ビエンヌで行われた第10回犯罪防止及び犯罪者処遇に関する国際連合会議で、修復的司法および被害者と加害者双方にとっての公正という問題が詳細に議論された。そして会議は、修復的司法プログラムの整備と拡充を各国政府機関に働きかける宣言を承認した。その会議の決定にしたがって、国際連合の犯罪防止刑事司法委員会は、「刑事問題における修復的司法プログラムの利用の基本原則に関する素案」へのコメントを、加盟国に募る決議を採択した。また国際連合経済社会理事会によって、関連する提議が承認された。

一方、ヨーロッパのレベルでの、修復的司法アプローチの影響の増加は、2000年に、欧州評議会（Council of Europe）の閣僚委員会によって採択された刑事問題への調停の利用奨励といったような、最近の多くの進展を反映している。また同年に、被害者—加害者調停と修復的司法に関する欧州フォーラム（European Forum for Victim-Offender Mediation and Restorative Justice）が、ヨーロッパ全体に渡る修復的司法の専門家——学者、実務家、および政策立案者——間の協力促進と修復的司法の国際・比較研究の促進という目的のた

---

(41) United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention, *Handbook on justice for victims: on the use and application of the Declaration of Basic Principles of justice for Victims of Crime and Abuse of Power*, Centre for International Crime Prevention, New York, 1999: 42-3.

めに、欧州連合（European Union）の支持を得て創設された。さらに2003年4月に、欧州議会（European Parliament）は、修復的司法のための国家窓口の欧州ネットワーク（European Network of National Contact Points for Restorative Justice）案を支持した<sup>(42)</sup>。被害者一加害者調停と修復的司法に関する欧州フォーラムとの協議が進展した結果、ネットワークは次の諸点について企図する。それはヨーロッパ全体に渡っての修復的司法に関する情報の流通および知識の交換を改善すること、修復的司法研究を促進すること、訓練または評価の領域を明らかにし発展させること、修復的司法を促進する協議会やセミナーその他の取組みを開催することである。

最後に、修復的司法の原理をおそらく基礎とした多くの条項を含んでいる国際刑事裁判所のローマ規程について言及すべきであろう。被害者と目撃者を支援することは裁判手続と関係するゆえに、ローマ規程は被害者と目撃者に関する部署の創設に関して規定した。この部署は、被害者と目撃者に助言と他の援助を提供し、彼らの権利の保護に関することについて検察官と裁判所にアドバイスを行う。また裁判所は、被害者と目撃者のプライバシー、尊厳、身体的および精神的健康、そして安全性を保つために適切な方法を取るべきであるとも規定している。さらにローマ規程には、被害者への原状回復、損害賠償および他の償いに関する原則の確立に関する命令（mandate）、また犯罪の被害者と彼らの家族の利益を支援するための信託基金の創設に関する命令が盛り込まれている<sup>(43)</sup>。

(42) この提案は、このネットワーク創設に当たっての基盤を供給するように、いくつのもの国際的文書をリストに挙げている。刑事手続の被害者の地位に関する2001年5月15日の審議会基本構造決議（Council Framework Decision 2001/220/JHA）は特に重要である。決議の第10条は、加盟国に犯罪への対応として、調停の利用促進を勧奨した。第17条は、2006年5月を、第10条を実施する目的の法律を制定する最終期限と定めた。ネットワークには、各加盟国当たり、修復的司法を担う国内当局から少なくとも一つの代表を含む三つまでの窓口が関与することが期待されている。

#### 4 修復的司法の応用例

本来の刑事司法の代替案を提供することに加えて、修復的司法は、家庭内暴力、子どものネグレクト、学校でのいじめといった、さまざまな社会問題に取り組むうえで信頼が与えられている。またデータによれば、問題の本質に取り組むように意図された修復的司法のプログラムが、家族の結束の強化、より良い育児、飲酒問題や家庭内暴力の減少といった非常に多様で有益な成果を生み出すことができる事を示している。さらに被害者と加害者間の調停と、生徒、教師、および両親の面会を組み合わせた、学校における暴力的行動の予防に関して話し合うプログラムは、期待できる結果を生み出している<sup>(44)</sup>。加害行動への不承認を表明する機会を、学校コミュニティー全体に提供するものとしていじめの事件をみなす、これらのプログラムは単なる調停に比べ、より効果的であると証明されている（子ども達が立ち上がり、個々の争いをみずからで解決することを通すので）<sup>(45)</sup>。司法と教育の分野において修復的司法の手法の応用により得られた知識は、職場においても、発生する紛争に対して、修復的介入への順応を促進している<sup>(46)</sup>。

さらには、修復的司法の方式は、多くの国において市民と政府間の紛争の解決手段として利用されている<sup>(47)</sup>。これに関連して言及すべきは、内戦や政府の不正によって発生した紛争の解決に大いに貢献してきた中南米の真実

---

(43) しかしながら、ここで注記すべきは、修復的性質についての一定の措置は、考慮はされたが拒否されたということである。例えば、適当な事例において裁判所が科してもよい制裁の一形態としての原状回復がそれである。

(44) これに関する考察に、Rigby 1996。

(45) Gottfredson 1997 を参照。

(46) 企業、工場、その他の労働環境内のしばしば複雑な紛争を解決する手段として、修復的司法の手法は採用されてきた。

(47) 例えば、カリフォルニアのフレズノでは、警察の権力乱用に対する申し立てを取り扱うための紛争解決手法として用いられている。また同様のプログラムが、テムズバリー警察でも警察の不祥事を取り扱うために展開している。

と和解委員会である。またこの他にも、アパルトヘイトの期間に行われた権利侵害に取り組んでいる、南アフリカ真実と和解委員会は、修復的司法の発現と評されている。この委員会は、人権侵害を行った者の証言が手続の中心であるという考えを採用したが、より重要なのは、被害者が公に、その損害と苦しみについて話し、加害者に質問する機会を与えられたという事実であった。委員会による公聴会は、南アフリカの一般市民に、司法の性質と機能への異なったアプローチを開示した。政治的必要性を満たすことに加えて、このタイプの司法は、被害者とその家族に権限を戻し、加害者の責任を求め、困難を被った人々へのある程度の償いの提供を模索した。<sup>(48)</sup>

## 5 修復的司法プログラムの効果の評価

近年の修復的司法アプローチへの関心の高まりは、これまでのところ、その効果の評価についての実証的研究を凌いでいる。それでもやはり活動的な研究者の間では、結局のところ修復的司法の先行きは従来の刑事司法手続と比較して、修復的司法プログラムがいかに効果的かということによって決まるであろうという認識が生まれてきている。加害行為または加害者の類型を踏まえて、修復的司法と主流の刑事司法手続を比較すること、そしてそれらのそれぞれの効果を、犯罪予防という観点から検討することはもちろん重要

(48) TRC レポートの以下の声明が、委員会のアプローチをはっきりと反映している。「この実践に重要性が与えられるならば、委員会の真実の探求は、非常に長期に渡る目標と未来像への寄与として見なされるべきである。過去を明らかにしようと試みる際の目的は報復とは関係がなかった。彼等が経験したことを市民が認識し公的に承認されることを通して、より可視的でより価値ある市民となるように被害者を大いに援助することとむしろ関係があったのである....。さらに、過去の闇の部分を表に出すことによって、人権侵害を引き起こした人々に、彼らの行動の責任を負わせることもまた可能になるかもしれない。その過程において、彼らは新たな南アフリカ社会の創造に貢献するために、自らの責任を認識する機会を与えられる。」 TRC Report, Volume1 27-28.

である。しかし一方で、修復的司法アプローチの成功をはかる唯一の尺度として、常習犯に対する効果にのみ依拠していっては、我々はその潜在的可能性の全体像を得ることはできない。つまり常習犯の問題に加え、被害者、加害者、および地域社会への修復的司法プログラムの他の潜在的効果を検討することも重要である。いまだ相当量の研究が行われるべきであるとはいえ、修復的司法アプローチにおける主要な参加者の参加意義に関する研究が行われ始めている。とりわけ興味深いのは家族集団共議会の結果に対する満足感に関する集められたデータである。

共議会プログラムに関する多くの研究から集められたデータは、被害者が、一般的に、実際の手続とその成果に満足することを示している<sup>(49)</sup>。また修復的司法プログラムにおいて、支援的役割を担う地域社会の構成員も、修復的プロセスに高いレベルの満足感を表明している<sup>(50)</sup>。被害者は、犯罪によって影響を受けた彼らの生活の状態を説明し、また彼らが経験した問題の解決に参加するといった、共議会が提供する彼らの視点を表明する機会を、非常に評価する。さらに被害者は、共議会において加害者と直接やりとりできる感情的および物質的償いを評価する。しかしその反面、特に、被害者に加害者と対面して話し合うことを求めるといった、共議会に参加している被害者に期待される関与の度合いによって、さらなる感情的被害の危険を生じさせるというデータがある<sup>(51)</sup>。

(49) 同様に、アメリカ、カナダ、イングランドにおける、調停を利用した修復的司法プログラムに参加した被害者の諸反応の評価に、研究者達は、調停によらない事例に比べ、より高いレベルの満足感を見出している。Umbreit 1992 および Braithwaite 1999: 20-6 を参照。

(50) 例えば、Burford and Pennell, *Family Group Decision Making Project: Outcome Report Volume 1, Family Group Decision Project, School of Social Work, Memorial University of Newfoundland, Newfoundland, Canada*, 1998 を参照。また P. McCord and B. Wachtel, *Restorative Policing Experiment: The Bethlehem Pennsylvania Police Family Group Conferencing, Draft report* 1998.を一考のこと。

現在、加害者に関する多くの研究に基づくデータによれば、特に共議会といった修復的司法プログラムへの参加は、後の犯罪行動を思い留まらせ、または常習犯を減少させることを示している<sup>(52)</sup>。再犯を予防するというこれらのプログラムの一定程度の成功は、加害者が、公平もしくは公正であると手続過程を感じたときに、彼らは裁判経験に対して肯定的な反応を示す傾向が強いという事実と大いに関係がある<sup>(53)</sup>。主流の刑事手続は公式的な規範に管理されているのに対して、共議会には共議会における礼儀以外に、いかなる規範も存在しない。しかし加害者は主流の刑事手続に比べて、共議会を手続的により公正であるとみなすというより明らかなデータがある<sup>(54)</sup>。

- (51) ニュージーランドとオーストラリアで実施された多くの研究によれば、およそ3分の1の被害者が、共議会後、さらに気分が悪くなったと報告している。例えば Maxwell and Morris 1993, 1996 and 1998; Strang and Sherman 1997 を参照。なおニュージーランドで実施された研究は、被害者の49%が家族集団共議会の成果に満足し、被害者の31%が全く満足していなかった。この31%の人々は不満足を表明し、そのほとんどが共議会に出席した結果、気分が悪くなかったと述べた。しかし、この研究の対象となった家族集団共議会の95%が、合意と共に終了したと記録されている。この観点からすると、被害者によって表明された比較的低レベル（加害者に比べて）の満足は、いささか不正確であるということを注記する価値がある。意外なことに、この問題はいかなる論文でも取り組まれてこなかった。しかしこの無定見は、家族集団共議会における被害者の役割が、実際には理論上考えられているほど重要ではないこと、そして現実のプロセスが、被害者を回復するという修復的司法の目的を完全に達成するわけではないことを示すものである。しかしそれでもやはり、50%近くの被害者が、家族集団共議会の成果に満足を表明したこと、さらに正規の裁判手続と量刑手続を経た被害者の満足表明のレベルよりも改善されていることを、無視することはできない。

- (52) これを考察するものに、Braithwaite 1999; Maxwell and Morris 1999.

- (53) 手続的正義の学問領域における心理学的調査によって裏づけられた見解である。同様の見解に Tyler 1990.

- (54) 例えは Umbreit 1992; Sherman 1998 等を参照。ニュージーランドの共議会研究は、84%の少年犯罪者と 85%の親が、家族集団共議会とその結果に満足していることを明らかにした。Morris and Maxwell 1998 を参照。

## 6 結語

過去十年に渡って修復的司法は、世界中の様々な国において、主流の刑事司法手続の不十分な点を改善するものとして受け入れられてきた。修復的司法は、犯罪によって影響を受けた被害者、加害者、および地域社会を参加させるという利益を持つ。この利益自体で、修復的司法の原理に基づいたプログラムの発展を正当であると評価するのに十分である。しかしながら、修復的司法は多くの点で不完全な司法の一モデルであり、昨今の修復的司法の実践において、取り組まれてこなかった、あるいは十分に取り扱われてこなかった重要な論点はそのままであるという事実を看過してはならない。この点で言及すべきは、成果がまちまちであるという問題と、修復的司法アプローチが加害者の適正手続に関する重要な権利を奪うかもしれないという懸念である。適正手続の懸念に関して、ある論者は以下のように述べる。修復的司法の実践が、「適正手続」の要請を経てより複雑化しそして徐々に専門化するにつれ、主流の制度と同様の規則に縛られ官僚主義的な、新たな刑事司法「産業」を招来する危険を冒すことになる<sup>(55)</sup>。加えて修復的司法プログラムは、犯罪と非行という出来事を覆う、より広範な紛争の輪郭に十分注意を払わないので、犯罪の「全体像」に取り組むことに失敗すると強く主張されている。ある研究者は以下のように述べる。

過度に個々の被害者と加害者の救済に重点を置くことは、被害者と加害者の果てしない供給を延々と行う社会的な根源的原因から注意を逸らすことになりうる<sup>(56)</sup>。

さらに深刻な問題は、ときとして加害行為の重大性と修復的司法の合意の結果として課される義務との間に著しい不均衡が生じることである。ある批

---

(55) Laprairie 1995: 78-99 を参照。

(56) McCold 1995: 5.

評家によれば、その義務は、まるで加害者への「なまぬるい叱責」のようであるという。また同様に多くの犯罪者が、修復的司法プログラムへの参加に必然的に伴う優位性を得ることのみを追求し、彼らの不法な行為に対して本当の痛悔の念を感じていないのではないかという懸念がある。また論者は、修復的司法プログラムが、犯罪の被害者の必要性よりも加害者のそれに注意を払う傾向にあると述べる。一部の被害者達が、彼らがそこで経験するであろう様々な感情を伴う修復的司法の面会を、うまく行うのは難しいと感じていることは重要である。それゆえ彼らは、非支援的であると感じたとき、あるいは一層悪いことに再び被害を受けたと感じたとき面会を去るだろう。しかしながら、これらの欠点の多くは修復的司法アプローチそれ自身に本来的に備わっている欠点ではなく、不完全な実践か、とりわけ個人の境遇あるいは素質の違いによる結果のようである。

修復的司法の利用に関連して次のような論題が提起されている。それは、共議会を通して事例を扱うべきか否かを決定する基準の定式化、恥による再統合の方策の効果<sup>(57)</sup>、修復的司法プログラム参加者のプライバシーの保護および参加者によって提供される情報の地位(status)に関する諸論題である<sup>(58)</sup>。修復的司法の利用の問題は、当事者間で不十分な意思の疎通しか図れない結果に終わるといった共議会前の準備不足、また加害者に烙印を押し再統合を難しくするといった職員または共議会調整役の中立性の欠如を原因とする。さらに犯罪学者は、修復的司法の実施対象を少年犯罪者または重大でない性質の加害行為に限定するか、重大な成人による加害行為も含めるかどうかという問題と格闘している。このことは、修復的司法の手法が常習犯と拘禁率を概ね減少させうる可能性についての広範な問題と関連している。少年によるものや、重大でない犯罪的行動の範囲を超えて、共議会あるいは他の修復

(57) White 1994 を参照。

(58) 例えば、別個の犯罪の加害者による自白といったことである。

的司法の実践が主流の実務になったとしたら、疑いなく、司法機関は主役となるであろう<sup>(59)</sup>。また学者と法律専門家は、共議会調整役の十分な訓練に関する問題、および非公式的司法の危険から加害者と被害者を保護するための、プロセス全体とその結果が公平、公正であり、実施しうることを確実にするための手続的保障の導入に関する問題に取り組んでいる。しかしながらこれらの考慮は、刷新を拒否して、主流の司法と同様の、規則に縛られて融通が利かない代替的な刑事司法を創造してしまう危険性とバランスをとらなければならない。この点に関して決定的に重要なのは、自主的に共議会に参加すること、選択肢としての共議会の検討に先んじて責任の引き受けであること、そして共議会の成果は、関係当事者間の真摯な同意を基にすることである。

一部の修復的司法の提案者は、目的または指針が異なるゆえに修復的司法プログラムは主流の刑事司法から独立するべきであると提唱する<sup>(60)</sup>。他の見解には、主流の刑事司法が、修復的司法の原理によって活気と影響を受けることができるよう、修復的司法の形式と現行の刑事司法の実践は、組み合わせても良いというものがある<sup>(61)</sup>。だが大方の人々は、評価に関する調査において有望な結果を提供し、修復的司法プログラムが、伝統的刑事司法手続の主な代替案となることを希望する。けれどもこのことは、修復的司法が犯罪を予防する能力を示さない限り、現実になりそうもない。その能力を証明することは、修復的司法プログラムの実施と検証次第であり、これは、政府

---

(59) ニュージーランドにおいて、ある事例において共議会の開催を命令し、その共議会の成果を裁可するのは、司法機関の役割（最近、ニュージーランド立法府によって承認された役割）である。この実践は、司法機関の修復的司法への参加が、いかに実現されたかという有用なモデルを提供する。Sentencing Act 2002 の s. 8 では「量刑手続、その他裁判所で犯罪者を取り扱う場合には... 行われた、または特別のケースに関しては、行われたであろうと裁判所が判断した修復的司法プロセスの、いかなる成果も考慮に入れなければならない」と規定している。

(60) 例えば Marshall 1990; Marshall and Merry 1990 参照。

(61) 例えば Walgrave and Aertsen 1996 参照。

機関の協力、十分な準備、そしてもちろん市民の支持を前提とする。修復的司法の手法の運用を通じた司法制度の全体的改善は、過度に楽観的な期待ではない。今日、修復的司法プログラムは、世界中の多くの国で行われている。審議的民主主義を可能にし、同時に伝統的刑事司法手続に対して信頼のおける代替案を供給するために、修復的司法のもたらす可能性を追求することに価値のあることは、既に明らかである。(完)

## 参考文献

### BRAITHWAITE J

1999. Restorative justice: assessing optimistic and pessimistic accounts. M Tonry (ed). *Crime and justice: a review of research*. Vol.25. Chicago: University of Chicago Press.

### GOTTFREDSON D

1997. School-based crime prevention. L Sherman, D Gottfredson, D MacKenzie, J Eck, P Reuter and S Bushway (eds). *Preventing crime: what works, what doesn't work and what's promising*. Washington DC: National Institute of Justice.

### LAPRAIRIE C

1995. Altering course: new directions in criminal justice and corrections: sentencing circles and family group conferences. *Australian and New Zealand Journal of Criminology*. Special Issue: Crime, Criminology and Public Policy: 78-99.

### MARSHALL T

1990. Results of research from British experiments in restorative justice. G Galaway and J Hudson (eds). *Criminal justice, restitution and reconciliation*. Monsey NY: *Criminal justice, restitution and reconciliation*. Monsey NY: Criminal Justice Press.

### MARSHALL T AND MERRY S

1990: *Crime and accountability: victim / offender mediation in practice*. London: HMSO.

### MAXWELL AND MORRIS A

1993. *Family, victims and culture: youth justice in New Zealand*. Social Policy Agency and Institute of Criminology. Victoria University of Wellington. New Zealand.

193- 修復的司法：現今の理論と実践に関する考察（四・完）（荻野・吉中）

1996. Research on family group conferences with young offenders in New Zealand.J Hudson, A Morris Maxwell and B Gallaway (eds). *Family group conferences: perspectives on policy and practice*. Sydney: Federation Press and Criminal Justice Press.

1998. Restorative justice in New Zealand: family group conferences as a case study. *Western Criminology Review* 1 (1).

1999. *Understanding reoffending*. Final Report to Social Policy Agency and the Ministry of Justice. Wellington: Institute of Criminology. New Zealand.

MCCOLD P

1995. Restorative justice: the role of the community. Paper presented to the Academy of Criminal Justice Sciences Annual Conference. Boston.

RIGBY K

1996. Bullying in schools and what to do about it. Melbourne: Australian Council for Educational Research.

SHERMAN L, STRANG H, BARNES G, BRAITHWAITE J, AND INKPEN N

1998. Experiments in restorative policing: a progress report. Law Program. ANU. Canberra. Australia.

STRANG H AND SHERMAN L

1997. The victim's perspective. Paper 2. RISE Working Papers. Law Program. ANU. Canberra. Australia.

TYLER T

1990. *Why people obey the law*. New Haven: Yale University Press.

UMBREIT M

1992. Mediating victim-offender conflict: from single site to multi-site analysis in the US.H Messner and HU Otto (eds). *Restorative justice on offender mediation-international research perspectives*. Dordrecht and Boston: Kluwer Academic Publishers.

WALGRAVE L AND AERTSEN I

1996. Reintegrative shaming and restorative justice: interchangeable, complimentary or different? *European Journal of Criminal Policy and Research* (4): 67-85.

WHITE R

1994. Shame and reintegration strategies: individuals, state power and social interests. C Alder and J Wundersitz (eds). *Family conferencing and juvenile justice: the way forward or misplaced optimism?* Canberra: Australian Institute of Criminology.